

一、最新中国法令

● 国家市场监督管理总局关于修改和废止部分部门规章的决定

- 【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局令第 61 号
【发布日期】2022-09-29
【实施日期】2022-11-01
【内容提要】为进一步推进简政放权、放管结合、优化服务改革，减少规章设定的不合理罚款事项，废止《专利权质押登记办法》等 6 件部门规章，对《中华人民共和国工业产品生产许可证管理条例实施办法》、《强制性产品认证管理条例实施办法》、《市场监督管理行政处罚程序规定》、《市场监督管理行政处罚程序规定》等 13 件部门规章的部分条款予以修改。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202209/t20220930_350504.html

● 国家市场监督管理总局关于对部分电子电器产品不再实行强制性产品认证管理的公告

- 【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国家市场监督管理总局公告 2022 年第 34 号
【发布日期】2022-10-11
【内容提要】对安全风险较低、技术较为成熟的 9 种电子电器产品不再实行 CCC 认证管理。包括：
- 总输出功率在 500W（有效值）以下的单扬声器和多扬声器有源音箱；
 - 音频功率放大器；
 - 各类载体形式的音视频录制、播放及处理设备（包括各类光盘、磁带、硬盘等载体形式）；
 - 电子琴；
 - 无绳电话终端；
 - 数据终端；
 - 多媒体终端；
 - 入侵探测器；
 - 防盗报警控制器。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/202210/t20221011_350670.html

一、最新中国法令

● 一部の部門規則の改廃に関する国家市場監督管理総局による決定

- 【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国家市場監督管理総局令第 61 号
【発布日】2022-09-29
【実施日】2022-11-01
【概要】行政機関の簡素化と下部への権限委譲、委譲と管理の融合、サービス改革の最適化をさらに推進し、規則に定める不合理な罰金事項を減らすため、「特許権質押登記弁法」など 6 つの部門規則を廃止し、「中華人民共和國工業製品生産許可証管理条例実施弁法」、「強制製品認証管理条例実施弁法」、「市場監督管理行政処罰手順規定」など 13 の部門規則の一部条項を改正した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202209/t20220930_350504.html

● 一部のエレクトロニクス製品に対して強制製品認証管理を実施しないことに関する国家市場監督管理総局による公告

- 【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国家市場監督管理総局公告 2022 年第 34 号
【発布日】2022-10-11
【概要】安全リスクが低く、技術が相対的に成熟した 9 種類のエレクトロニクス製品に対し CCC 認証管理を行わないこととする。それには、以下のものが含まれる。
- 総出力が 500 W（有効値）以下のシングルスピーカ及びマルチスピーカアクティブスピーカー
 - オーディオパワーアンプ
 - 各種キャリア形式の音声動画の録画、再生及び処理装置（各種光ディスク、磁気テープ、ハードディスクなどのキャリア形式を含む）
 - エレクトーン
 - コードレス電話端末
 - データ端末
 - マルチメディア端末
 - 侵入検知器
 - 盗難防止アラームコントローラ

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/rzjgs/202210/t20221011_350670.html

● [国家市场监督管理总局印发《关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见》的通知](#)

【发布单位】国家市场监督管理总局
【发布文号】国市监法规〔2022〕2号
【发布日期】2022-10-10
【实施日期】2022-10-10
【内容提要】与被取代的《市场监管总局关于规范市场监督管理行政处罚裁量权的指导意见》（国市监法〔2019〕244号）相比，此次修订内容主要包括：

- 对新《行政处罚法》不一致、不衔接、不配套的内容作出修订。
- 增加“规范行政处罚裁量权基准制定和管理”的相关规定。
- 增加“行政处罚裁量权行使的公平公正原则、行政处罚裁量权基准的调整适用以及在行政处罚决定书中明确裁量权基准的适用情况”等规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202210/t20221010_350620.html

● [交通运输部关于修改《道路货物运输及站场管理规定》的决定](#)

【发布单位】交通运输部
【发布文号】交通运输部令 2022 年第 30 号
【发布日期】2022-09-28
【实施日期】2022-09-28
【内容提要】交通运输部决定对《道路货物运输及站场管理规定》（交通运输部令 2019 年第 17 号）作修改。修改内容主要包括：

- 将道路货物运输站（场）经营许可改为备案管理，明确备案材料要求、程序要求、备案公开监督要求以及不按规定备案的罚则。
- 对属于规章立法权限范围内的处罚规定，进行了相应调整，主要是下调了取得道路普通货物运输经营许可的经营者使用无道路运输证的车辆参加货物运输的罚款数额。

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202209/t20220928_3687078.html

● [「市場監督管理の行政処罰裁量権の規範化に関する指導意見」公布に関する国家市場監督管理総局による通知](#)

【発布機関】国家市場監督管理総局
【発布番号】国市監法規〔2022〕2号
【発布日】2022-10-10
【実施日】2022-10-10
【概要】取って代わられた「市場監督管理行政処罰裁量権の規範化に関する市場監督管理総局による指導意見」（国市監督法〔2019〕244号）と比べると、本改正内容には主に以下のものが含まれる。

- 新「行政処罰法」と一致せず、整合性が取れず、関連しない内容について改正を行う。
- 「行政処罰裁量権基準の制定と管理の規範化」に関する規定が追加された。
- 「行政処罰裁量権行使の公平公正原則、行政処罰裁量権基準の調整適用及び行政処罰決定書に裁量権基準の適用状況を明確にする」等の規定が追加された。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202210/t20221010_350620.html

● [「道路貨物輸送及びターミナル管理規定」の改正に関する交通運輸部による決定](#)

【発布機関】交通運輸部
【発布番号】交通運輸部令 2022 年第 30 号
【発布日】2022-09-28
【実施日】2022-09-28
【概要】交通運輸部は、「道路貨物輸送及びターミナル管理規定」（交通運輸部令 2019 年第 17 号）についての改正を決定した。その改正内容には、主に次のものが含まれる。

- 道路貨物輸送ターミナル（ヤード）の経営許可を届出管理へと改め、届出資料の要求、手続上の要求、届出公開監督要求及び規定通りに届出を行わなかった場合の罰則を明確にした。
- 規則の立法権限の範囲内にある処罰規定について、相応に調整された。主に、道路の一般貨物輸送ライセンスを取得した事業者が道路輸送許可のない車両を使用して貨物輸送に参加した場合の罰金額が引き下げられた。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://xxgk.mot.gov.cn/2020/jigou/fgs/202209/t20220928_3687078.html

● 交通运输部发布《国际道路运输管理规定》

【发布单位】交通运输部
 【发布文号】交通运输部令 2022 年第 31 号
 【发布日期】2022-09-28
 【实施日期】2022-09-28
 【内容提要】与被取代的《国际道路运输管理规定》（交通部令 2005 年第 3 号）相比，此次修改内容主要包括：

1	<ul style="list-style-type: none"> 将国际道路货物运输经营许可改为备案管理，明确备案材料要求、程序要求、备案公开监督要求以及不按规定备案的罚则。 增加信用监管的原则性规定。
2	<ul style="list-style-type: none"> 删除“外国道路运输企业在中国境内设立国际道路运输常驻代表机构”的许可规定。 规定外国国际道路运输经营者依法在中国境内设立的常驻代表机构不得从事经营活动。
3	<ul style="list-style-type: none"> 加强与道路运输从业人员和车辆技术管理制度的衔接。 强化企业主体责任，规定国际道路运输经营者应当对聘用人员加强国际道路运输法律法规、外事规定等培训要求。
4	<ul style="list-style-type: none"> 优化调整了国际道路旅客运输经营许可的申请材料程序，精简证明事项。
5	<ul style="list-style-type: none"> 对属于规章立法权限范围内的处罚规定，进行了相应调整。 主要是下调了非法转让、出租国际道路运输国籍识别标志等业务证件行为的罚款数额，取消了对国际道路运输经营者的运输车辆不按照规定标明相关标志、携带相关证件行为的罚款。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<https://xxgk.mot.gov.cn/...>

● 上海市市场监督管理局关于拓展“市场主体身份码”综合应用试点 进一步推进“一业一证”改革工作的通知

【发布单位】上海市市场监督管理局
 【发布文号】沪市监食经〔2022〕427 号
 【发布日期】2022-10-08
 【内容提要】以“一业一证”行业综合许可准入为基础，对便利店、超市、饭店、小餐饮、现制现售食品、烘焙房/面包房、咖啡店/茶馆、酒吧等 8 个由市场监管部门牵头的行业，在浦东新区率先试点，拓展“市场主体身份码”的多场景应用。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://scjgj.sh.gov.cn/...>

● 交通运输部による「国際道路輸送管理規定」の公布

【発布機関】交通运输部
 【発布番号】交通运输部令 2022 年第 31 号
 【発布日】2022-09-28
 【実施日】2022-09-28
 【概要】取って代わられた「国際道路輸送管理規定」（交通部令 2005 年第 3 号）と比べると、本改正内容には、主に次の事項が含まれる。

1	<ul style="list-style-type: none"> 国際道路輸送の經營許可から届出管理へと改められ、届出資料の要求、手続上の要求、届出公開監督要求及び規定通りに届出を行わなかった場合の罰則を明確にした。 信用監督管理に関する原則的な規定が追加された。
2	<ul style="list-style-type: none"> 「外国道路輸送企業が中国国内に国際道路運送常駐代表機構を設立する」ことの許可規定が削除された。 外国国際道路運送事業者が法に依拠して中国国内に設立した常駐代表機構は經營活動に従事してはならないことを定めている。
3	<ul style="list-style-type: none"> 道路運送事業者と車両技術管理制度との整合性を高める。 企業の主体责任を強化し、国際道路運送事業者は採用する人員に対して国際道路運送法律法規、外事規定などの研修を強化するようことの要求を定めている。
4	<ul style="list-style-type: none"> 国際道路旅客輸送經營許可の申請資料と手続きを最適化し、証明事項を簡素化した。
5	<ul style="list-style-type: none"> 規則の立法権限の範囲内にある処罰規定について、相応に調整が行われた。 主に不法譲渡、国際道路運輸国籍識別標識などの業務証明書の貸出行為に関する罰金額を引き下げ、国際道路輸送事業者の運送車両が規定に適合しない、関連標識の表示なし、関連証明書を持参しない行為の罰金を取り消した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<https://xxgk.mot.gov.cn/...>

● 「事業者身分コード」の総合応用試行を開拓し、「一業一証」改革活動のさらなる推進に関する上海市市场监督管理局による通知

【発布機関】上海市市场监督管理局
 【発布番号】滬市監食經〔2022〕427 号
 【発布日】2022-10-08
 【概要】「一業一証」業種総合許可参入を基礎として、コンビニエンスストア、スーパー、レストラン、小規模飲食店、ファストフード、ベーカリー/パン屋、カフェ/喫茶店、バーなど 8 つの市場監督管理部門が牽引する業種に対し、浦东新区において率先して試験的に実施し、「事業者身分コード」のマルチシーンの応用を開拓した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://scjgj.sh.gov.cn/...>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、里兆解读

- [简要解读《外商投资电信企业管理规定》的修订（连载之二/共二篇）](#)

在第 791 期《里兆法律资讯》中，我们从“删除良好业绩和运营经验的要求”和“统一申请流程，简化审批时限”方面对《外商投资电信企业管理规定》修订进行了解读，接下来继续从“规范表述，为相关规定留有余地”方面进行解读。

■ 规范表述，为相关规定留有余地

2016 版外资电信规定	2022 版外资电信规定
<p>第二条 外商投资电信企业，是指外国投资者同中国投资者在中华人民共和国境内依法以中外合资经营形式，共同投资设立的经营电信业务的企业。</p>	<p>第二条 外商投资电信企业，是指外国投资者依法在中华人民共和国境内设立的经营电信业务的企业。</p>
<p>第六条 经营基础电信业务（无线寻呼业务除外）的外商投资电信企业的外方投资者在企业中的出资比例，最终不得超过 49%。</p> <p>经营增值电信业务（包括基础电信业务中的无线寻呼业务）的外商投资电信企业的外方投资者在企业中的出资比例，最终不得超过 50%。</p> <p>外商投资电信企业的中方投资者和外方投资者在不同时期的出资比例，由国务院工业和信息化主管部门按照有关规定确定。</p>	<p>第六条 经营基础电信业务（无线寻呼业务除外）的外商投资电信企业的外方投资者在企业中的出资比例，最终不得超过 49%，国家另有规定的除外。</p> <p>经营增值电信业务（包括基础电信业务中的无线寻呼业务）的外商投资电信企业的外方投资者在企业中的出资比例，最终不得超过 50%，国家另有规定的除外。</p>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、里兆解説

- [改正後の「外商投資電気通信企業管理規定」を読み解く（連載その二、全二回）](#)

第 791 期「里兆法律情報」においては、「外商投資電気通信企業管理規定」の改正について「良好な業績と運営経験の要件が削除された」と「申請プロセスが統一され、審査期間が短縮された」視点からの解説を行ったが、続けて「幅を持たせた規定にするために文言を調整した」視点から解説を行う。

■ 幅を持たせた規定にするために文言を調整した

2016 年度版の外資電気通信規定	2022 年度版の外資電気通信規定
<p>第二条 外商投資電気通信企業とは、外国投資者が中国投資者とともに中華人民共和国国内で法に依拠し中外合弁経営形態により、電気通信事業を営むために共同出資し設立した企業を指す。</p>	<p>第二条 外商投資電気通信企業とは、外国投資者が法に依拠し中華人民共和国国内で設立した電気通信事業を営む企業を指す。</p>
<p>第六条 基礎的電気通信事業（無線呼出事業を除く）を営む外商投資電気通信企業における外国側投資者の出資比率は、最終的に 49%を超えてはならない。</p> <p>付加価値電気通信事業（基礎的電気通信事業における無線呼出事業を含む）を営む外商投資電気通信企業における外国側投資者の出資比率は最終的に 50%を超えてはならない。</p> <p>外商投資電気通信企業における中国側投資者及び外国側投資者の異なる時期の出資比率は、國務院工業・情報化主管部門が関係規定に従い確定する。</p>	<p>第六条 基礎的電気通信事業（無線呼出事業を除く）を営む外商投資電気通信企業における外国側投資者の出資比率は、最終的に 49%を超えてはならない。但し国が別途定める場合はこの限りではない。</p> <p>付加価値電気通信事業（基礎的電気通信事業における無線呼出事業を含む）を営む外商投資電気通信企業における外国側投資者の出資比率は最終的に 50%を超えてはならない。但し国が別途定める場合はこの限りではない。</p>

对“外商投资电信企业”定义的调整，符合《外商投资法》中“外商投资企业”的定义，也与《外商投资法》施行后三资企业法同时废止、新设的外商投资企业中将不再存在中外合资经营企业这类企业组织形式的情形相一致。

同时，在外商投资电信企业的出资比例限制方面，增加“国家另有规定的除外”，更加符合现有法律规定的实际情况。除了 2022 版外资电信规定中的外资股比限制外，以下简要列举出部分“另外的规定”：

名称	内容
工业和信息化部关于放开在线数据处理与交易处理业务（经营类电子商务）外资股比限制的通告（工信部通[2015]196号）	在全国范围内放开在线数据处理与交易处理业务（经营类电子商务）的外资股比限制，外资持股比例可至 100%。
工业和信息化部关于港澳服务提供者在内地开展电信业务有关问题的通告（工信部通[2016]222号）	一、允许港澳服务提供者在内地设立合资或者独资企业，提供下列增值电信业务，港澳资股权比例不设限制： （一）在线数据处理与交易处理业务（仅限于经营类电子商务）； （二）内地境内多方通信服务业务（《电信业务分类目录》下的“国内多方通信服务业务”）； （三）存储转发类业务； （四）呼叫中心业务； （五）互联网接入服务业务（仅限于为上网用户提供互联网接入服务）； （六）信息服务业务（仅限于应用商店）。
外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2018年版）	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过 50%（电子商务除外），基础电信业务须由中方控股。

「外商投資電気通信企業」の定義に対する調整は、「外商投資法」における「外商投資企業」の定義に合わせるために行われたものであると考えられる（これは、「外商投資法」の施行後に三資企業法も廃止されていることに伴い、新たに設けられた外商投資企業においては、「中外合弁経営企業」といった企業組織形態がなくなっている状況とも一致している）。

また、電気通信企業における外国投資者の出資比率制限について、「但し国が別途定める場合はこの限りではない」との規定が新たに設けられたことで、既存の法律規定の実情に応じて、柔軟な対応ができるようになっている。2022 年度版の外資電気通信規定における外資持分比率の制限のほか、「別段の定め」について、その一部を以下の通り紹介する。

名称	内容
オンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商取引）における外資者の持分比率に対する制限を緩和することに関する工業・情報化部による通告（工信部通[2015]196号）	オンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商取引）における外資の持分比率に対する制限を中国全土内で緩和し、外資の持分比率は、100%まで達することができる。
香港・マカオのサービス提供者の中国大陸における電気通信事業の展開に関する工業・情報化部による通告（工信部通[2016]222号）	一、香港・マカオのサービス提供者が中国大陸で合併又は独資形態の企業を設立することを認め、次に掲げる付加価値電気通信役務を提供する場合、香港・マカオ投資者の持分比率に制限を設けない。 （一）オンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商取引のみに限る） （二）中国大陸内における多人数通信サービス業務（「電気通信事業分類目録」における「国内多人数通信サービス業務」） （三）保存・転送類業務 （四）コールセンター業務 （五）インターネット接続サービス業務（インターネットユーザーにインターネット接続サービスを提供する場合に限る）。 （六）情報サービス業務（アプリストアに限る）。
外商投資参入特别管理措置（ネガティブリスト）（2018年度版）	電気通信会社：中国が WTO 加盟時に開放することを約束している電気通信事業のみに限る。付加価値電気通信事業については、外資の出資比率は 50%を超えないものとする（電子商取引を除く）。基礎的電気通信事業については、中国側がマジョリティを有するものとする。

外商投資准入特別管理措施(負面清單)(2019年版)	電信公司：限于中國入世承諾開放的電信業務，增值電信業務的外資股比不超過 50%(電子商務、國內多方通信、存儲轉發類、呼叫中心除外)，基礎電信業務須由中方控股。
海南自由貿易港外商投資准入特別管理措施(負面清單)(2020年版)	電信公司：增值電信業務除在數據處理與交易處理外，按照《自由貿易試驗區外商投資准入特別管理措施(負面清單)》執行；允許實體註冊、服務設施在海南自由貿易港內的企业，面向自由貿易港全域及國際開展互聯網數據中心、內容分發網絡等業務；基礎電信業務限于中國入世承諾開放的電信業務，須由中方控股。

外商投資參入特別管理措施(ネガティブリスト)(2019年度版)	電気通信会社：中国がWTO加盟時に開放することを約束している電気通信事業のみに限る。付加価値電気通信事業については、外資の出資比率は50%を超えないものとし(電子商取引、国内多人数通信、保存・転送類、コールセンターを除く)、基礎的電気通信事業については、中国側がマジョリティを有するものとする。
海南自由貿易港外商投資參入特別管理措施(ネガティブリスト)(2020年度版)	電気通信会社：付加価値電気通信事業については、オンラインデータ処理及び取引処理を除き、「自由貿易試験区外商投資參入特別管理措施(ネガティブリスト)」に従い実施する。海南自由貿易港内に登録し、サービス施設を持つ企業による、インターネットデータセンター、コンテンツ配信ネットワーク等業務の自由貿易港全域展開及び国際的展開を認める。基礎的電気通信事業については、中国がWTO加盟時に開放することを約束している電気通信事業のみに限られ、かつ中国側がマジョリティを有するものとする。

结语:

2022 版外資電信規定的施行，是對外資企业经营電信業務（主要是增值電信業務）的進一步開放，有利于促進中國電信業務市場的有效競爭，培育和維護公平競爭的市場環境。同時，新規定中取消的部分審批條件，進一步實現了外國投資者在投資准入符合負面清單規定的條件下，其他方面按照內外資一致的原則實施管理的法律要求。在新規定下，外商投資增值電信業務，符合出資比例、注冊資本等條件，在取得相應的營業執照後，原則上就可以向工信部申請增值電信業務經營許可。

(作者：里兆律師事務所 包巍岳、曾洁)

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 《网络安全法》的修改动向与展望
- 职务侵占、利益冲突、商业秘密、商业贿赂、性骚扰等话题的内部合规培训

おわりに:

2022 年度版の外資電気通信規定は、電気通信事業(主に付加価値電気通信事業)への外資系企業の参入をさらに促進し、中国の電気通信事業市場における競争の活性化、公平な競争が確保された市場環境作りに資するものである。また、新規定において一部の審査条件が撤廃されたことにより、外国投資者が、投資し市場に参入するに際して、ネガティブリストに定める条件に合致している場合、ほかの方面では、国内資本・外資一致の原則に従い管理する法的ルールの徹底がさらに図られることになる。新規定では、付加価値電気通信事業に投資する外国投資者は、出資比率、登録資本などの条件を満たしていれば、営業許可証を取得後、原則的には、工業・情報化部へ付加価値電気通信事業取扱許可を申請することができることになっている。

(作者：里兆法律事務所 包巍岳、曾潔)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題(=弁護士が最近注目している話題)

- 「サイバーセキュリティ法」改正の動向と見通し
- 職務横領、利益相反、営業秘密、商業賄賂、セクハラなどをテーマとした社内コンプライアンス研修